

丸亀市立城東小学校校舎等改築基本計画企画書

令和3年8月

丸亀市教育委員会教育部総務課

1 業務の前提条件

- ① 目的 丸亀市立城東小学校改築整備に必要な基本設計・実施設計の前提となる基本計画を策定することを目的とする。
- ② 施設の名称 丸亀市立城東小学校
- ③ 計画地 丸亀市土器町西五丁目地内 (丸亀市土器町西五丁目113)
- ④ 敷地の条件
- a. 敷地面積 14,667㎡ (施設台帳より)
 - b. 用途地域等 都市計画区域内 (第一種住居地域)
建蔽率 60% 容積率 200%
その他(法22条指定地域)
- ⑤ 計画施設の条件
- a. 構造・階数・延べ面積
校舎棟：鉄筋コンクリート造・4階建て・7,600㎡程度
屋内運動場棟：鉄筋コンクリート造・3階建て・約1,900㎡程度
 - b. 耐震安全性の分類
「官庁施設の基本的性能基準」(平成13年6月26日付け国営建第32号・国営設第29号)による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

構造体	Ⅱ	類
建築非構造部材	A	類
建築設備	乙	類
 - c. 浸水想定区域・土砂災害警戒区域
浸水想定区域内 (0.5m～3.0m未満の区域)
土砂災害警戒区域外
 - d. 既存建物の構造・階数・延べ面積
校舎棟：鉄筋コンクリート造・3階建て・5,448㎡程度
屋内運動場棟：鉄骨造・平屋建て・655㎡程度

2 業務内容

基本計画の内容は次のとおり。

項目	検討・計画内容	備考
I 計画の背景調査 1 学校をめぐる社会的環境の整理	1) 学校をめぐる社会的動向・状況の概観 ① 少子・高齢化、都市化、情報化、グローバル化の進展 ② 生涯学習社会の進展、学校と地域の連携 ③ 地域環境との調和 ④ 地域防災、防犯安全への対応 ⑤ 高齢者、障害者の施設利用への対応 2) 市の人口動態 (市の人口、生徒数の変化と将来予測) 3) 市の中・長期計画の要諦 (教育計画、都市計画)	文献資料調査による 市の資料による 市の指針・資料による

<p>2 学校施設整備に関する指針・方針等</p>	<p>1) 小学校施設整備に関する市の方針 2) 小学校施設整備指針（令和3年）の要諦 3) 現学習指導要領に関わる検討課題の整理 4) 城東小学校教職員の意識・要望の調査 5) 城東小学校児童の意識・要望の調査 6) 城東小学校保護者の要望の調査 7) 地域住民の要望の調査</p>	<p>市の資料による 文部科学省の指針による 学習指導要領による アンケートによる アンケートによる アンケートによる</p>
<p>II 計画条件 1 計画地の地域特性、周辺環境</p> <p>2 計画校の施設諸条件</p>	<p>1) 敷地の位置、面積、形状、地盤性状、都市計画規制 2) 通学方法（交通手段、停留所・駅の位置） 3) 自然環境（気温、風向、気象条件、植生） 4) 計画地近隣周辺の施設状況 5) 浸水・土砂災害ハザードマップ想定状況 6) 計画地周辺の地域活動及び地域施設の概況</p> <p>1) 設定学級数、生徒数、教職員数 2) 都市計画法、建築基準法上の基本的な制約条件の調査 3) 地域施設導入についての市方針 4) その他計画にあたって特に要望すること</p>	<p>市の資料による</p> <p>市の資料又は提示他による</p>
<p>III 施設基本構想 1 施設整備の基本方針</p>	<p>1) 計画理念の検討 2) 施設整備・運営の基本方針の検討 ① 学校運営方式に関する考え方 ② 教育・学習方法の多様化等への対応 ③ 教室・特別教室の考え方 ④ 図書館・学習情報センターのあり方 ⑤ 生活空間のあり方 （休養・団欒空間、トイレ、通過スペース） ⑥ 適正規模・適正配置の考え方 ⑦ 校務空間のあり方 ⑧ 屋内外体育施設のあり方 ⑨ オンライン学習の考え方 ⑩ エコスクールの整備の考え方</p>	

	<ul style="list-style-type: none"> ⑪ 防犯安全の考え方 ⑫ バリアフリー・ユニバーサルデザインの考え方 ⑬ 過去の浸水地での建設のあり方 ⑭ 防災機能強化・避難所施設の考え方 ⑮ 設備計画のあり方 (省エネルギー・エコスクール整備等) ⑯ 校庭開放利用への対応の考え方 ⑰ 周辺環境との調和のあり方 	
2 機能・規模及び 施設構成の検討	<ul style="list-style-type: none"> 1) 計画施設の機能・規模の検討 (必要諸室・施設の種類、規模の検討) 2) 施設の機能構成のあり方の検討 	
IV 施設基本計画	1) 配置計画の基本方針の検討	
1 配置計画	2) 配置計画の検討 (複数の考え方の比較検討と絞込み)	
2 平面計画 断面計画	<ul style="list-style-type: none"> 1) 望ましい配置計画に対応する平面計画の検討 2) 平面計画図、断面計画図の作成 	
3 仕上計画	<ul style="list-style-type: none"> 1) 仕上の基本方針 2) 外部仕上げ 3) 内部仕上げ 	
4 構造計画	1) 構造計画への指針、留意事項の検討	
5 設備計画	<ul style="list-style-type: none"> 1) 機械設備計画への指針、留意事項の検討 2) 電気設備計画への指針、留意事項の検討 	
6 情報システム計画	1) 情報システム計画への指針、留意事項の検討	
7 外構計画	1) 外構計画への指針、留意事項の検討	
8 建替え計画	1) 建替計画への指針、留意事項の検討	
V 今後の課題	基本設計にあたっての課題のまとめ	

耐震安全性の目標

部 位	分 類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構 造 体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	II 類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	III 類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A 類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B 類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

耐震安全性の分類

対象施設は「国家機関の建築物及びその附属施設の位置、規模及び構造に関する基準」（平成6年12月15日建設省告示第2379号）によるものであり、以下に平成25年3月29日改正時点の分類を示す。

対 象 施 設		耐震安全性 の分類		
		構 造 体	造 建 部 材 非 構	建 築 設 備
(1)	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第3号に規定する指定行政機関が使用する官庁施設（災害応急対策を行う拠点となる室、これらの室の機能を確保するために必要な室及び通路等並びに危険物を貯蔵又は使用する室を有するものに限る。以下（2）から（11）において同じ。）	I 類	A 類	甲 類
(2)	災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関（以下「指定地方行政機関」という。）であつて、2以上の都府県又は道の区域を管轄区域とするものが使用する官庁施設及び管区海上保安本部が使用する官庁施設			
(3)	東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、愛知県、大阪府、京都府及び兵庫県並びに大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域内にある（2）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設			
(4)	（2）及び（3）に掲げるもの以外の指定地方行政機関が使用する官庁施設並びに警察大学校等、機動隊、財務事務所等、河川国道事務所等、港湾事務所等、開発建設部、空港事務所等、航空交通管制部、地方气象台、測候所、海上保安監部等及び地方防衛支局が使用する官庁施設	II 類	A 類	甲 類
(5)	病院であつて、災害時に拠点として機能すべき官庁施設	I 類	A 類	甲 類
(6)	病院であつて、（5）に掲げるもの以外の官庁施設	II 類	A 類	甲 類
(7)	学校、研修施設等であつて、災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画において避難所として位置づけられた官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	A 類	乙 類
(8)	学校、研修施設等であつて、（7）に掲げるもの以外の官庁施設（（4）に掲げる警察大学校等を除く。）	II 類	B 類	乙 類
(9)	社会教育施設、社会福祉施設として使用する官庁施設			
(10)	放射性物質若しくは病原菌類を貯蔵又は使用する施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	I 類	A 類	甲 類
(11)	石油類、高圧ガス、毒物、劇薬、火薬類等を貯蔵又は使用する官庁施設及びこれらに関する試験研究施設として使用する官庁施設	II 類	A 類	甲 類
(12)	（1）から（11）に掲げる官庁施設以外のもの	III 類	B 類	乙 類

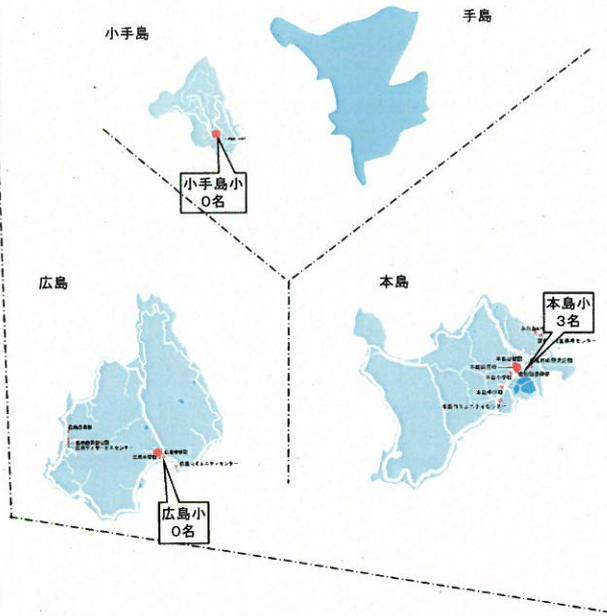
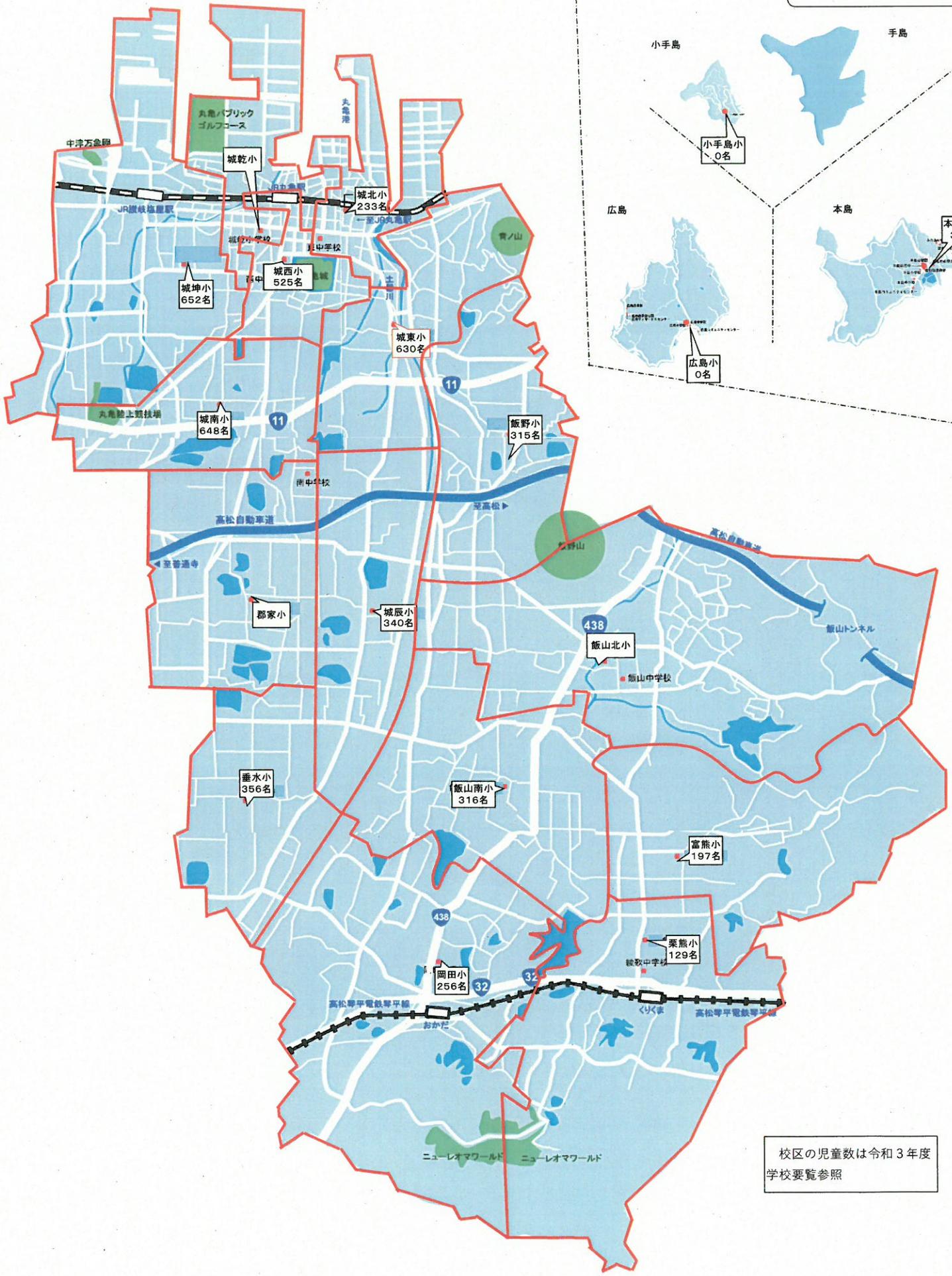
- この表において、「管区海上保安本部」とは、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第12条及び国土交通省組織令（平成12年政令第255号）第258条に規定する管区海上保安本部をいう。
- この表において、「警察大学校等」とは、警察法（昭和29年法律第162号）第27条に規定する警察大学校、同法第29条第4項に規定する皇宮警察学校、同法第32条に規定する管区警察学校並びに同法第54条に規定する警視庁警察学校及び道府県警察学校をいう。
- この表において、「機動隊」とは、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第3条に規定する機動隊をいう。
- この表において、「財務事務所等」とは、財務省設置法（平成11年法律第95号）第15条及び財務省組織令（平成12年政令第250号）第83条に規定する財務事務所及び財務省組織規則（平成13年財務省令第1号）第261条に規定する出張所並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第47条及び沖繩総合事務局組織規則（平成13年内閣府令第4号）第94条に規定する財務出張所をいう。
- この表において、「河川国道事務所等」とは、国土交通省設置法（平成13年法律第100号）第32条及び地方整備局組織規則（平成13年国土交通省令第21号）第140条に規定する河川国道事務所、砂防国道事務所、河川事務所、国道事務所及び管轄事務所並びに内閣府設置法第47条及び沖繩総合事務局組織規則第94条に規定する国道事務所をいう。
- この表において、「港湾事務所等」とは、国土交通省設置法第32条及び地方整備局組織規則第140条に規定する港湾事務所、港湾・空港整備事務所、空港整備事務所及び航路事務所並びに内閣府設置法第47条及び沖繩総合事務局組織規則第94条に規定する港湾・空港整備事務所及び港湾事務所をいう。
- この表において、「開発建設部」とは、国土交通省設置法第34条に規定する開発建設部をいう。
- この表において、「空港事務所等」とは、国土交通省設置法第39条及び地方航空局組織規則（平成13年国土交通省令第25号）第35条に規定する空港事務所、空港出張所、空港・航空路監視レーダー事務所、航空路監視レーダー事務所及び航空衛星センターをいう。
- この表において、「航空交通管制部」とは、国土交通省設置法第40条に規定する航空交通管制部をいう。
- この表において、「地方气象台」とは、国土交通省設置法第50条第1項に規定する地方气象台をいう。
- この表において、「測候所」とは、国土交通省設置法第50条第3項に規定する測候所をいう。
- この表において、「海上保安監部等」とは、海上保安庁法第13条及び海上保安庁組織規則（平成13年国土交通省令第4号）第118条に規定する海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地、海上保安署、海上交通センター、航空基地、特殊警備基地、特殊救難基地、機動防除基地、ロランセンター及び航路標識事務所をいう。
- この表において、「地方防衛支局」とは、防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第34条及び地方防衛局組織規則（平成19年防衛省令第10号）第47条に規定する地方防衛支局をいう。

3 業務予定表 (案)

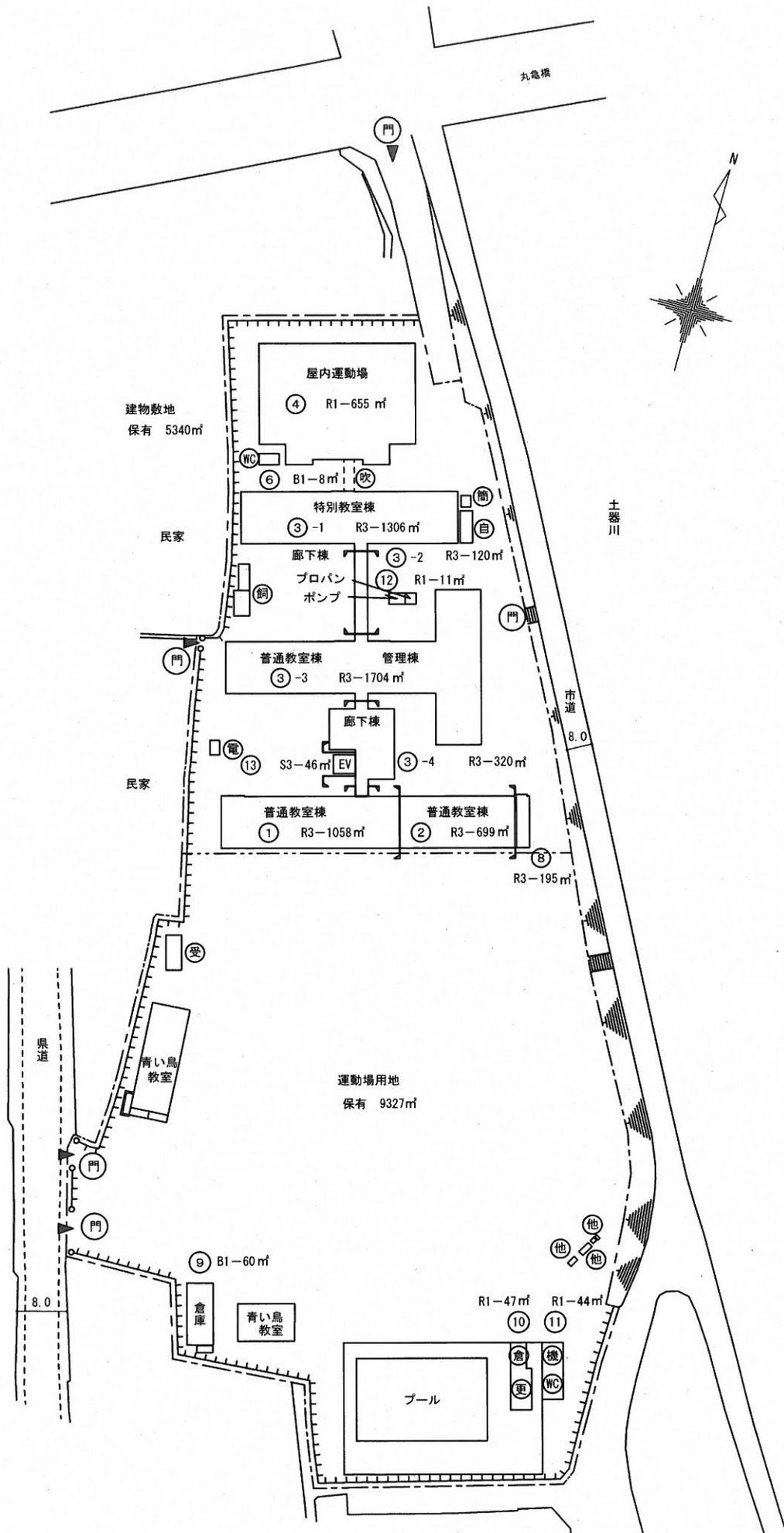
項目	令和3年						令和4年						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
段階	基本調査		基本構想・基本計画				手直し/印刷			基本設計			取り纏め
(打合せ・委員会)	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○打合せ ◎検討委員会			◎	◎	◎	◎	◎	◎					
I 計画の背景調査	計画背景												
1 周辺地域と計画地の現況把握	[Gantt bar]												
2 施設整備に関するアンケート調査	[Gantt bar]												
3 施設整備に関する課題整理・位置付等	[Gantt bar]												
4 施設整備に関する指針・方針の設定等	[Gantt bar]												
II 計画条件の調査	計画条件												
1 計画地の平面図作図	[Gantt bar]												
2 地質調査	[Gantt bar]												
III 施設基本構想	基本構想												
1 施設整備基本方針	[Gantt bar]												
2 機能・規模及び施設構成	[Gantt bar]												
IV 施設基本計画	基本計画												
1 配置計画	[Gantt bar]												
2 平面計画・断面計画	[Gantt bar]												
3 仕上げ計画	[Gantt bar]												
4 構造計画	[Gantt bar]												
5 設備計画	[Gantt bar]												
6 情報システム計画	[Gantt bar]												
7 外構計画	[Gantt bar]												
V 施設基本設計	基本設計												
1 配置図設計	[Gantt bar]												
2 平面・断面図設計	[Gantt bar]												
3 仕上げ設計	[Gantt bar]												
4 構造設計	[Gantt bar]												
5 設備設計	[Gantt bar]												
6 情報システム設計	[Gantt bar]												
7 外構設計	[Gantt bar]												
8 建替え計画	[Gantt bar]												
9 イメージパース	[Gantt bar]												
VI 工事費概算	[Gantt bar]												
VII 新しい学校施設の推進検	[Gantt bar]												
VIII 今後の課題	[Gantt bar]												
IX 報告書作成・提出	[Gantt bar]												
X 検討委員会運営期間	[Gantt bar]												
備考													

資 料

小・中学校配置図

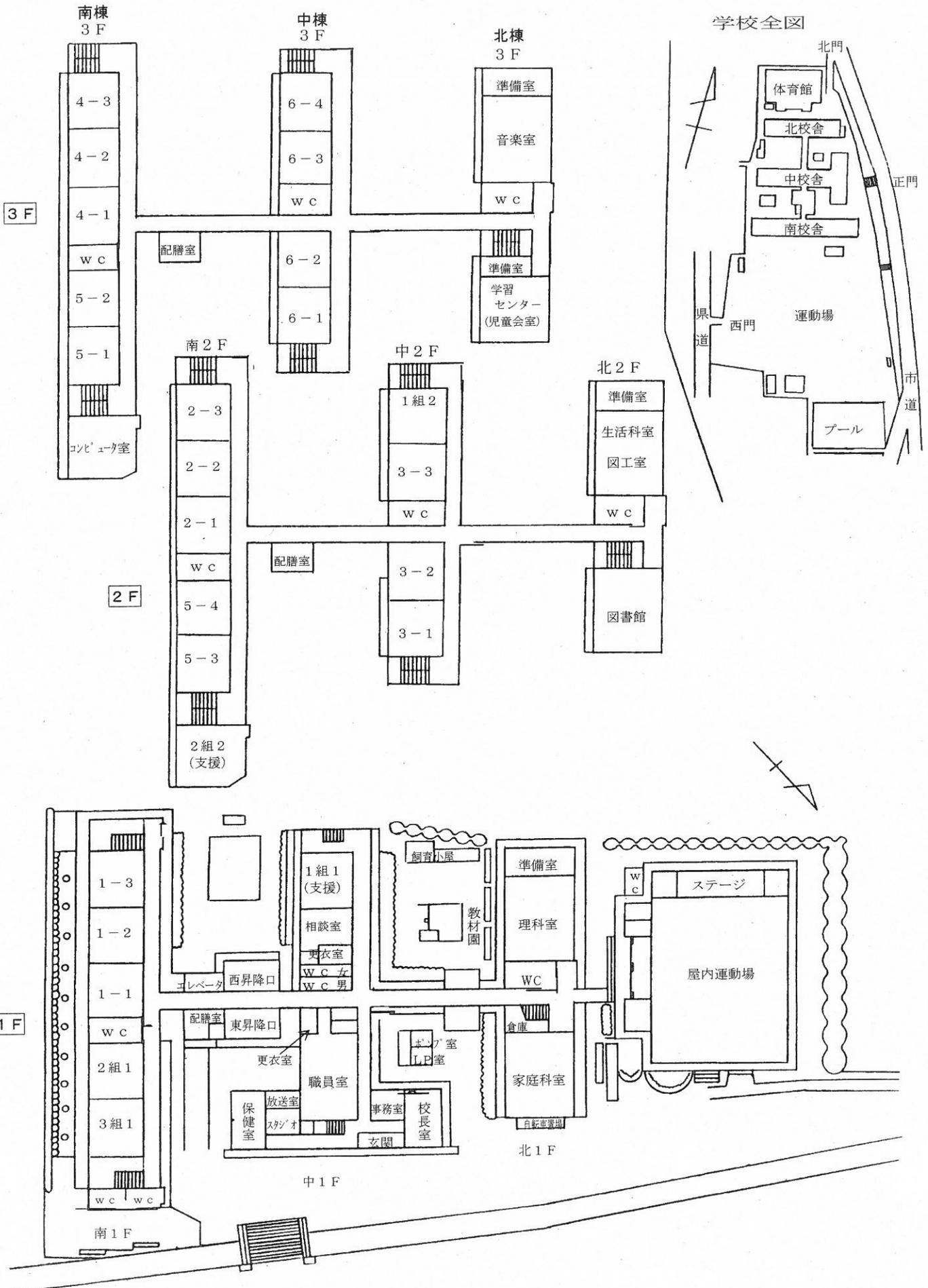


校区の児童数は令和3年度
学校要覧参照



配置図 (現況) 1/800

丸亀市立城東小学校平面図



施設規模及び構成

施設規模、施設構成（参考）

種 類		教室・スペース	現 況	想定規模 普通教室1室：1コマ	
学習ブロック		小学校普通教室	20	21	
		小学校オープンスペース		21	
		特別教室	5	5	計
		児童会室	1.5	1	48
特別教室ブロック		音楽室・準備室	2	2.5	
		図工室・準備室	2	2.5	
		理科室・準備室	2	2.5	
		家庭科室・準備室	1.5	2.5	
		生活科室・準備室		2	
		コンピューター室	1.25	0	
		図書館	1.5	2.5	計
		多目的室（特別活動室）		2	16.5
管理諸室 ブロック	管理部門	職員室・事務室	1.5	3	
		校長室、応接室	0.5	0.5	
		主事室	0.25	0.25	
		玄関	0.5	0.5	
		教職員休憩室	0.5	0.25	
		大会議室		1	
		小会議室		0.5	
		教材室		1.5	
		職員更衣室	0.25	0.5	
		職員トイレ	0.5	0.5	
	印刷室	0.25	0.25	計	
	放送室	0.25	0.25	9	
	保健室部門	保健室	0.5	1	
		教育相談室	0.5	0.5	計
カウンセリング室			0.5	2	
給食室ブロック		配膳室	1.5	5.5	計
					5.5
体育施設ブロック		アリーナ	7.5	12	
		ステージ・控室	0.6	0.75	
		更衣室	0.25	0	
		玄関	0.5	0.5	計
		トイレ		0.75	
		器具庫	0.25	1.25	15.25
開放管理諸室ブロック		☆地域開放室		1	
		PTA室		0.5	
		校歴資料スペース		0.5	
		☆防災備蓄室		0.75	計
		☆防災資器材倉庫		0	2.75
併設ブロック		情緒障害学級			
		言語障害・難聴学級			計
		留守家庭児童会		3.1	3.1
共用ブロック		昇降口	1	3	
		トイレ	5	8	
		更衣室		1.5	
		エレベーター	0.25	0.5	
		機械室	0.5	1	計
		倉庫		2	16
合 計			59.6	118.1	

城東小学校生徒数推移（パターン①現時点の全人口が城東小学校に通学する想定）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
生徒数	630	616	591	580	589	582	583	571
学級数	25	24	23	23	23	23	23	23
生徒増減数	—	▲ 14	▲ 25	▲ 11	9	▲ 7	1	▲ 12

令和3年度（令和3年5月1日時点）

学年	男	女	合計	学級数
6	49	65	114	4
5	64	51	115	4
4	50	55	105	3
3	44	44	88	3
2	56	48	104	3
1	53	51	104	3
特別学級	/			5
合計	316	314	630	25

令和7年度

学年	男	女	合計	学級数
6	56	48	104	3
5	53	51	104	3
4	52	48	100	3
3	50	40	90	3
2	44	50	94	3
1	50	47	97	3
特別学級	/			5
合計	305	284	589	23

令和4年度

学年	男	女	合計	学級数
6	64	51	115	4
5	50	55	105	3
4	44	44	88	3
3	56	48	104	3
2	53	51	104	3
1	52	48	100	3
特別学級	/			5
合計	319	297	616	24

令和8年度

学年	男	女	合計	学級数
6	53	51	104	3
5	52	48	100	3
4	50	40	90	3
3	44	50	94	3
2	50	47	97	3
1	49	48	97	3
特別学級	/			5
合計	298	284	582	23

令和5年度

学年	男	女	合計	学級数
6	50	55	105	3
5	44	44	88	3
4	56	48	104	3
3	53	51	104	3
2	52	48	100	3
1	50	40	90	3
特別学級	/			5
合計	305	286	591	23

令和9年度

学年	男	女	合計	学級数
6	52	48	100	3
5	50	40	90	3
4	44	50	94	3
3	50	47	97	3
2	49	48	97	3
1	50	55	105	3
特別学級	/			5
合計	295	288	583	23

令和6年度

学年	男	女	合計	学級数
6	44	44	88	3
5	56	48	104	3
4	53	51	104	3
3	52	48	100	3
2	50	40	90	3
1	44	50	94	3
特別学級	/			5
合計	299	281	580	23

令和10年度（1年生については令和3年9月1日時点の人数）

学年	男	女	合計	学級数
6	50	40	90	3
5	44	50	94	3
4	50	47	97	3
3	49	48	97	3
2	50	55	105	3
1	38	50	88	3
特別学級	/			5
合計	281	290	571	23

城東小学校生徒数推移（パターン②現時点の全人口の97%が城東小学校に通学する想定）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
生徒数	630	614	587	574	581	572	571	559
学級数	25	24	23	23	23	23	23	23
生徒増減数	—	▲ 16	▲ 27	▲ 13	7	▲ 9	▲ 1	▲ 12

令和3年度（令和3年5月1日時点）

学年	男	女	合計	学級数
6	49	65	114	4
5	64	51	115	4
4	50	55	105	3
3	44	44	88	3
2	56	48	104	3
1	53	51	104	3
特別学級	/			5
合計	316	314	630	25

令和7年度

学年	男	女	合計	学級数
6	56	48	104	3
5	53	51	104	3
4	51	47	98	3
3	49	39	88	3
2	43	49	92	3
1	49	46	95	3
特別学級	/			5
合計	301	280	581	23

令和4年度

学年	男	女	合計	学級数
6	64	51	115	4
5	50	55	105	3
4	44	44	88	3
3	56	48	104	3
2	53	51	104	3
1	51	47	98	3
特別学級	/			5
合計	318	296	614	24

令和8年度

学年	男	女	合計	学級数
6	53	51	104	3
5	51	47	98	3
4	49	39	88	3
3	43	49	92	3
2	49	46	95	3
1	48	47	95	3
特別学級	/			5
合計	293	279	572	23

令和5年度

学年	男	女	合計	学級数
6	50	55	105	3
5	44	44	88	3
4	56	48	104	3
3	53	51	104	3
2	51	47	98	3
1	49	39	88	3
特別学級	/			5
合計	303	284	587	23

令和9年度

学年	男	女	合計	学級数
6	51	47	98	3
5	49	39	88	3
4	43	49	92	3
3	49	46	95	3
2	48	47	95	3
1	49	54	103	3
特別学級	/			5
合計	289	282	571	23

令和6年度

学年	男	女	合計	学級数
6	44	44	88	3
5	56	48	104	3
4	53	51	104	3
3	51	47	98	3
2	49	39	88	3
1	43	49	92	3
特別学級	/			5
合計	296	278	574	23

令和10年度（1年生については令和3年9月1日時点の人数）

学年	男	女	合計	学級数
6	49	39	88	3
5	43	49	92	3
4	49	46	95	3
3	48	47	95	3
2	49	54	103	3
1	37	49	86	3
特別学級	/			5
合計	275	284	559	23